

## 建設工事等の最低制限価格について（病院事業）

令和 7 年 4 月 1 日  
気仙沼市病院事業

建設工事等の入札に係る最低制限価格の設定については、下記のとおりとします。

### 記

#### ○対象

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。以下同じ）が200万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が100万円を超える建設関連業務

#### ○設定基準

##### (1) 建設工事

###### ①解体工事以外の建設工事

対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とします。

- ・直接工事費の額×10分の9.7
- ・共通仮設費の額×10分の9
- ・現場管理費の額×10分の9
- ・一般管理費等の額×10分の6.8

###### ②解体工事

予定価格に10分の7.5を乗じて得た額

上記①・②に関わらず、特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができるものとします。

##### (2) 建設関連業務

対象業務の設計額に10分の7を乗じて得た額

#### ※留意事項

最低制限価格を設けることが不相当と認められる場合は、最低制限価格を設けない場合があります。

設定基準で算出して得た最低制限価格の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。